

第6章 景観まちづくりの推進方策

1. 景観まちづくりの進め方

現在の景観を維持しつつ、更に良好な景観形成を推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれに対応するのではなく、本市の景観の価値や本計画の景観づくりの基本理念等を共有したうえで、個々の役割を可能なところから着実に進めていく必要があります。

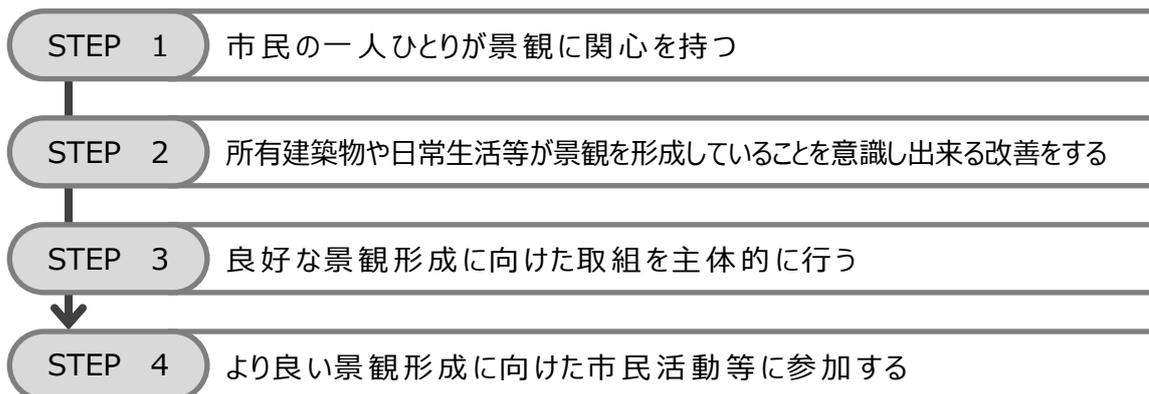
そのため、本市の景観づくりは、市民・事業者・行政が本計画の基本理念のもと、協働により推進していくこととします。

(1) 市民の役割

市民は、地域の景観やまちづくりに関心を持つことを契機として、本計画の基本理念に基づき、景観に配慮した住まいづくりや日常生活等が景観を形成していることを意識し、市民が自らできることを自発的に進めていくことが重要です。

市民一人ひとりの行動が地域から市全体に広がるように、積極的な市民参加による景観形成活動を推進します。

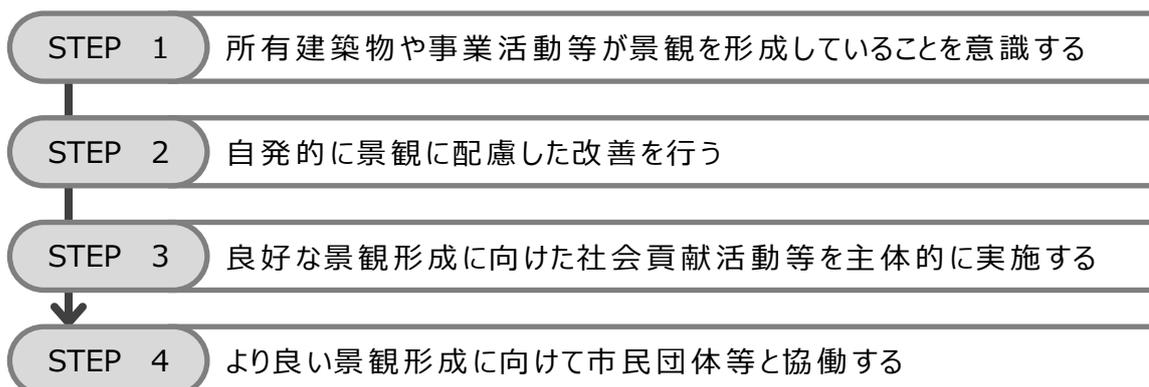
【 景観まちづくりのステップ 】



(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動や経済活動等が本市の景観形成に与える影響について認識し、本計画の基本理念に基づき、専門的知識や経験などを活用して良好な景観形成に積極的に取り組むとともに、事業者も景観形成の重要な担い手であることやその役割を理解し、景観まちづくりへの積極的な参加や協力により景観形成活動を推進します。

【 景観まちづくりのステップ 】

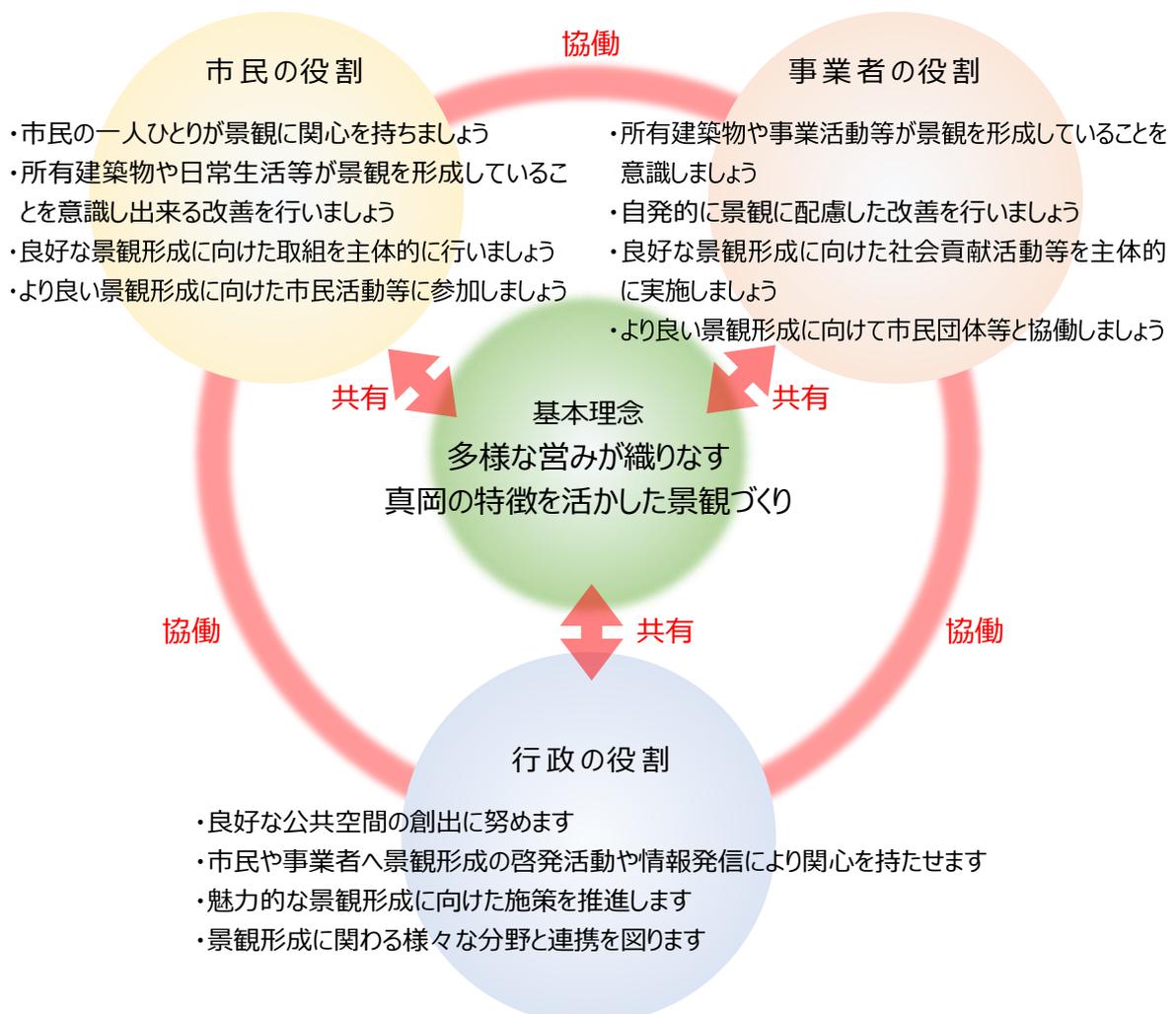
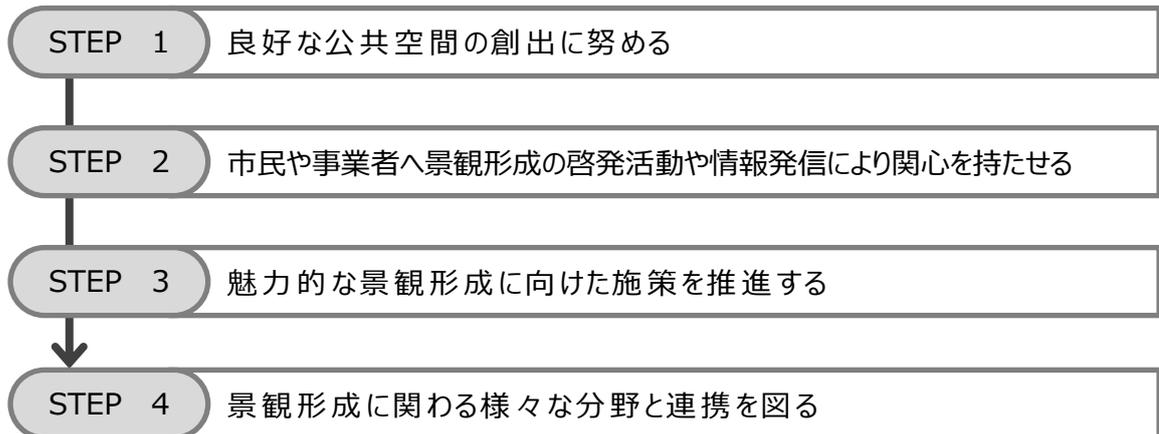


(3) 行政の役割

行政は、関係機関や市民、事業者と調整を図りつつ、良好な景観形成に向けた施策の推進を図ります。

また、協働による景観形成のため啓発活動や情報発信、活動の支援や推進体制等を充実し、景観計画重点地区などの地域特性に合わせた景観形成を推進します。

【 景観まちづくりのステップ 】



2. 景観まちづくりの推進施策

「多様な営みが織りなす 真岡の特徴を活かした景観づくり」の実現に向けて、真岡市らしい景観を磨き・守るとともに、未来に向けて創り・育んでいくことが必要です。

今後は、魅力のある景観資源を活かし・保全しつつ、新たな価値を創る取組を推進しながら、「真岡市らしさ」や「景観資源の磨き上げ」など魅力向上につなげ、市民が誇りや愛着をもてる景観まちづくりを推進していきます。

(1) 市民・事業者の景観意識の向上

真岡市らしく、魅力のある景観資源が数多く存在していることを市民・事業者・行政が共有することによって、市民や事業者が景観まちづくりに興味・関心をもち、良好な景観形成に向けた活動に関わることができる施策を推進します。

ホームページやパンフレット等による情報発信



市民や事業者、来訪者等が、本市の魅力ある景観資源や景観づくりの取組などに関するさまざまな情報を気軽に入手できるよう、市のホームページやパンフレット等を活用し、広く情報発信と情報共有に努めます。

- 【市民・事業者】 本市の景観資源や景観まちづくりに関する取組事例等に関心をもち、情報共有に努めます。
- 【行政】 ホームページやパンフレット等を活用し、景観まちづくりに関する情報発信と啓発活動に努めます。

講演会やワークショップ等



市民や事業者の景観に対する関心を高め、本市の景観まちづくりに対する考え方を理解してもらうよう、講演会やワークショップを開催するとともに、本市の景観資源を活かした景観マップを作成するなど、景観まちづくりに対する意識の啓発を進めます。

また、「市民が選ぶふるさとの景観百選」や「真岡の景観資源再発見」など、市民が景観に目を向ける機会をつくりながら、ふるさと真岡市に対する誇りと愛着を高める施策を検討します。

- 【市民】 講演会やワークショップ等に積極的に参加します。
- 【事業者】 講演会やワークショップ等に市民とともに参加します。
- 【行政】 講演会やワークショップ等の開催、景観マップや景観百選等を作成し、市民や事業者が景観まちづくりに参加する機会を創出します。



優れた景観形成に対する表彰制度

市民や事業者の景観に対する関心を喚起し、景観まちづくりへの貢献を顕彰するため、良好な景観形成に寄与していると認められる建築物等に対して表彰する制度の創設を検討します。

- 【行政】 景観まちづくりに対する市民や事業者の意識高揚を図るため、良好な景観形成に寄与している建築物や樹木等を表彰する制度の創設を検討します。

(2) 自発的な景観まちづくりの促進

市民や事業者が景観まちづくりに関心を持ち、良好な景観形成に向けて主体的に取り組む意欲を促進する支援施策を展開します。



補助事業等の活用

生垣づくり補助事業等の助成制度を活用し、自発的な景観まちづくりを促進します。また、市民や事業者による景観まちづくりに対し、専門アドバイザーの派遣など各種支援を検討します。

- 【市民】 景観に配慮した住まいづくりなどを意識し、自らができることを自発的に取り組みます。
- 【事業者】 専門的知識や経験を活かしながら、良好な景観形成に向けて積極的に取り組みます。
- 【行政】 質の高い公共空間づくりに率先して努めるとともに、市民や事業者の自発的な活動を支援します。



人材の育成

まちづくりは人づくりと言われるように、市民の自発的な景観づくりを促進するためには、ふるさとへの誇りや愛着を持った、まちづくりに熱意をもった人材が必要不可欠です。

このため、次代を担う若い世代をはじめ、地域リーダーや地域の魅力を伝えるコンシェルジュなど人材の育成に努めます。

- 【市民】 自発的な活動が地域、市全体に広がるよう取り組みます。
- 【事業者】 事業者も景観まちづくりの重要な担い手であることを理解し、景観まちづくりへ参加、協力します。
- 【行政】 景観まちづくりに熱意をもつ市民や事業者を育成するとともに、それぞれの活動の相互連携の支援や調整に努めます。



景観まちづくり活動団体の支援

景観まちづくりを通じて、子どもから高齢者、地域住民から事業者等の多種多様な人が集い、話し合い、ともに活動する組織や機会を創出し、その活動を継続的に支援します。

- 【市民】 景観まちづくりに関する市民活動に積極的に参加するとともに、市民一人ひとりの活動の輪を広げ、市民活動の組織化に取り組みます。
- 【事業者】 景観まちづくりに関する市民活動に積極的に参加、協力するとともに、市民活動の組織化を支援します。
- 【行政】 市民活動の組織化を促進するため、景観まちづくり活動団体の認定制度や支援制度の創設を検討します。

(3) 景観に関わる体制や仕組みの構築

本計画の基本理念や基本方針に基づき、市民や事業者と協働による景観形成を推進するための仕組みを構築します。

真岡市景観計画及び真岡市景観条例の効果的な運用

景観計画に掲げる景観づくりの基本理念や基本方針等の景観施策を総合的に推進していくためには、あわせて制定を行う「真岡市景観条例」の適切な運用とともに、必要に応じた適切な見直しを行います。

また、関連する条例等と連携を図り、効果的な運用を図ります。

真岡市景観審議会の設置

本市の良好な景観形成に関する事項を広く審議するため、景観に係わる学識経験者や公募市民等で構成される「真岡市景観審議会」を設置します。

〔景観審議会の主な審議事項〕

- ・ 景観計画の見直し、景観まちづくりの推進にあたっての重要事項
- ・ 景観法（届出制度）に基づく勧告や命令等に関する事項
- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定に関する事項
- ・ 景観計画重点地区の指定、景観づくり活動団体の登録・認定に関する事項
- ・ 景観計画に掲げる施策の進捗状況の検証 等

地区計画等の他法令制度運用

景観計画のほか、都市計画法に基づく地区計画などの景観形成に関わる既存の制度を有効に活用していきます。

屋外広告物条例の制定

本市における屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為については、栃木県屋外広告物条例に基づき、規制・誘導が実施されており、当面は栃木県屋外広告物条例の周知と適切な運用を図りながら、必要に応じて本市独自の屋外広告物条例の制定を検討します。

景観計画重点地区の指定

景観計画重点地区の指定の方針に基づき、景観まちづくりを積極的に推進する地区は、地域住民や事業者等と十分に協議を重ね、地域の将来像や方針等を共有したうえで、景観計画重点地区の指定を検討します。

(4) 他計画との連携及び整合

本市では「公共交通網形成計画」や「自転車ネットワーク計画」など既に様々な計画が策定されており、これらの計画の中には本市の景観まちづくりに関わる事項も示されています。これらの計画を実施する際には、本計画の基本理念や基本方針等との整合を図りながら、庁内はもとより、市民や事業者と協働・連携しながら景観まちづくりを推進していきます。